

平成27年度 第1回峡東地域保健医療推進委員会 議事録

(平成27年7月2日掲載)

- 1 日時 平成27年5月28日(木) 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 東山梨合同庁舎 101会議室
- 3 出席者 <委員>
望月清賢(代理)、倉嶋清次、田辺篤(代理)、寺本英樹、
許山厚、千葉成宏、中澤良英(代理)、熊澤光生(代理)、斉藤義昭
(代理)、筒井治彦、雨宮孝徳、小鳥居智恵子、日原京子、角田千春、
小笠原克也(代理)、長田正夫、岩崎友江、石原まゆみ、福永千賀代、
飯島かつ子、駒井一二美 計21名
<事務局>
山梨県福祉保健部長寿社会課 2名
山梨県福祉保健部医務課 2名
峡東保健福祉事務所長他 10名
出席者計 36名
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 - 1) 開会
 - 2) あいさつ
 - 3) 議事
 - 4) 閉会

【開会】

【あいさつ】

- 三富保健福祉事務所長
- 倉嶋地域保健医療推進委員会長

【監事の指名】

会長の指名により、 監 事 東山梨歯科医師会長 筒井 治彦 委員

【議事】

- 1) 会議に付した事案
 - (1) 病院群輪番制病院運営事業について
 - ア 平成26年度収支決算
 - イ 平成27年度収支予算(案)

- (2) 山梨県地域保健医療計画・峡東医療圏行動計画（アクションプラン）の取り組み状況と今年度の取り組みについて
- (3) 第6期介護保険事業計画について
 - ア 各市における第6期介護保険事業計画について
 - イ 健康長寿やまなしプラン（山梨県介護保険事業支援計画）について
- (4) その他
 - ア 地域医療構想について
 - イ その他

2) 議事の概要

- (1) 病院群輪番制病院運営事業について
 - 病院群輪番制病院運営事業の平成26年度収支決算及び平成27年度収支予算（案）について
 - ・事務局から資料1により説明
 - ・監事を代表し、角田委員から監査報告

【質疑】

(委員) この会の会長とそれぞれの病院の院長で取り交わした病院群輪番制病院運営事業実施要領というものがあるのですが、それを見ますと委託料は単価が39,345円で施設数×診療日数（これは消費税及び地方消費税の額を含む）とあります。御承知のように昨年の4月から消費税が5%から8%にアップしたわけですが、消費税も含んでいるということは消費税のアップに伴って、この委託料の額も消費税を含む分上げるべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局) 単価については消費税を含むという形になっておりますので、5%でも8%でもそれを含んだ形での単価が39,345円ということで協定が結ばれております。消費税が上がったから自動的にそれが上昇するという計画のものではないことは御理解いただきたいと思います。

(委員) 実質ダウンですね。病院は大変厳しい運営をしていて、病院の先生方からは峡東地区に限らず全県下でもっとアップしてほしいという声が強くなるようです。ちなみにこれはちょっと話がそれますが、笛吹市との契約も同じことだと思いますし、なおかつ笛吹市の場合、医師会の窓口になっているので医師会にお金が入ったときにまず消費税が発生して、さらに個人個人に消費税が発生する、全く消費税の無駄な発生が起きているわけで、これもいずれは改善していただかなければならない。今後さらに消費税が

10%になったらこれは大変な減額になりますね。

(事務局) この単価については、県下でだいたい統一的な単価で運営されております。そういったこともありますので今の御意見につきましては私どもの方から責任を持って県の医務課にも伝えていきたいと思っております。

(委員) 私のほうからも会員に伝えておきます。

(議長) 県下足並みをそろえてやっているということなので、問題は問題としてしっかり受け止めていく必要があるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。ほかに御質問はありませんでしょうか。では、ただ今疑問点は出されたわけですけれどもこの決算報告につきましてどうしても承認できないというような御意見はございますか。特になければ拍手をもってこの26年度の収支決算及び27年度収支予算案を承認いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(承認される)

(2) 山梨県地域保健医療計画・峡東医療圏行動計画（アクションプラン）の取り組み状況と今年度の取り組みについて

- ・事務局から資料2,3により説明
(質疑なし)

(3) 第6期介護保険事業計画について

ア 各市における第6期介護保険事業計画について

- ・山梨市、笛吹市、甲州市から資料4-1により説明

イ 健康長寿やまなしプラン（山梨県介護保険事業支援計画）について

- ・山梨県福祉保健部長寿社会課長から資料4-2により説明

【質疑】

(委員) 認知症のことでお伺いしたいのですが、やはり誰でも年をとってくるとそういったことが心配になるのですが、自分で勇気を出して検診をと思う方は割と少なく、周りの方がおかしいよと言ってから行くと思うのですが、検診の項目に入れて自由に検診が受けられるというような考えはないのでしょうか。

(長寿社会課) 検診ということに必ずしもつながる話ではないのですがそういった

相談がしやすいような体制づくりということで、例えば内科の先生とか歯医者さんのようなかかりつけの先生の受診の時に、状況を判断していただいた中で、専門医につなげていただけるような仕組み作りにはとても力を入れておまして、かかりつけ医の研修等も実施しているところです。それから先ほど申しあげました市町村地域型認知症プログラムのところでは、まずは臨床に移行する前の段階でテストしてご本人が今の状態を確認いただき、予防のための取り組みを行うというようなものが開催できたらと思っております。直接の回答になっておらず申し訳ありません。

(委員) 例えば各市で健康診断の中にそういった検診を入れるような予定はありませんか。

(長寿社会課) 各市町村の検診で何かそういった取り組みがあれば教えていただきたいです。

(委員) 山梨市です。今年度今から健康増進課と協議をした上でモデル的に物忘れ検診のようなものを一般の検診に入れてみようと考えております。それは全ての地域で行えるかわかりませんが、検診機関のほうでも最近では物忘れ検診を完全にできる方法を開発してきていただいているところもありますので今協議をしている最中です。実際に今年度から始められるかわかりませんが検討はしております。

(4) その他

ア 地域医療構想について

- ・山梨県福祉保健部医務課医療企画担当から資料5により説明

【質疑】

(委員) 基本的な質問なのですが、まずスライド番号の10で、市町村計画と介護保険事業計画があります。介護保険事業計画は既に策定されておりますが、ここでいう市町村計画というのはどのように理解して良いのか御指導いただきたいと思っております。もう1点、今の速報値ですけれども、これは今後この峡東圏域の中で峡東圏域のデータが出てきて、今後の峡東エリアの中での病床を先ほどの会議の中で検討していくということによろしいか、この2点についてお伺いしたいと思います。

(医務課) まず2点目の話から先に回答させていただきますと、峡東医療圏の病床数がどうなっているかということは、確かに気になるころだと思っております。

すが、まだそこまで集計がなされておられませんので今日お示しすることができませんでした。いずれ調整会議というものを開催していく段階では当然、峡東医療圏の状況、将来の状況というものを検討していくため、データとして提供していくという風に考えております。1つめの質問についてですが、左下の市町村計画というところにございますものは医療・介護総合確保基金の関係でその事業に充てるための計画なのですが、これについては市町村の計画がまだできていないという状況です。以上です。

(委員) 今後市町村がこれを立てることになるのでしょうか。

(医務課) 地域医療計画についてのことでしょうか。

(委員) 基金の関係でそういった市町村計画を立てていくということで、市町村が今後それに参加していくことがあるのかどうかということも含めてなのですが。

(議長) 今の回答からするとその基金がらみということで、そういう特定の市町村では作らなければならないけれども、全ての市町村で作らなければならないというものではないという風な理解ができたのですがどういうものか、もう少し説明いただけますか。どういう内容の計画で策定主体は市町村らしいのですが、では全ての市町村が作らなければならないものなのか、そのあたりが私も聞いていてよくわからなかったものですから。

(医務課) この基金につきましては医療だけではなく、介護の部分もございます。介護の事業を全て把握していないのですが、あるはずですので市町村で作るというものだと思っております。

(長寿社会課) もともと医療介護の総合確保法というものが契機となりまして、医療介護総合確保基金というものが示されたところであります。実は医療介護総合確保基金については、一元的に県のほうに医療介護分というところでおりにてきたものであります。こちらに書いてある医療介護計画と下のほうに書いてある市町村計画は医療法についてのものであります。要は県のほうで今医療確保基金についての計画というのがあり、その中でいろいろなメニューを示しているところをございます。そのメニューの中で、例えばいくつか市町村で行えるような事業があり、そういったものを活用して各市町村圏域の中で医療の充実を図るということです。その基金を使いたいということであればその計画表を作りまして県にきた基金を

また活用して各市町村のほうでその事業を実施するという二段構えのものになります。そういったメニューの中で各市町村の方で医療に関し何か事業計画があればそういったものを作って下さいということですので、あるところもあればないところもあるということでもあります。介護法につきましてはまた介護保険事業計画の中で設備計画とか施設計画とかありますので、それはまたそちらの計画に従って作っていただくという形になります。

(議長) 構想区域の設定、それから調整会議の設置、こう言ったようなお話が出てきております。今後調整会議というのはどのような形で置かれるのか、それから構想の区域ですね、区域の設定は医療関係者にとっては非常に大事な関心点だと思います。また本庁と保健福祉事務所との間でいろいろ情報交換しながら進められると思いますけれど、もし必要であればまた私どもとも相談しながら適切な対応をして頂きたい、このように思います。そういうことでよろしいでしょうか。とんでもない圏域設定とか、とんでもない会議の設定とかはあまりないとは思いますが必要があれば必要な方々と相談する、もしかするとまた皆様に集まって頂かなければならないということもあるかもしれません。そういうことはないとは思いますがけれどひとつ県サイドのほうで適切な運営をお願いしたいと思います。

イ その他

【閉会】